

芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

平成 29 年 3 月（令和 4 年 3 月一部改訂）

芦屋市教育委員会

芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会

1 はじめに

日本は国籍を問わず、すべての児童生徒の教育を受ける権利を保障している「国際人権規約」（1979 年）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1995 年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1994 年）を批准しました。また兵庫県は「地域国際化推進基本指針」（1994 年）、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000 年）、「ひょうご多文化共生推進指針」（2016 年 3 月）を策定しています。

本市においても、2021 年 3 月に「第 4 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、市はもとより、市民、事業者、団体等の参画と協働の下、様々な人権課題の解決に取り組むことを定めています。その中で、外国人の人権についても、今後の方向性として、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進すること、また、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互理解とコミュニケーションの向上を支援していくことなどを掲げています。

本市における「外国人人口」の総人口比は、阪神地域で 2 番目に高い 1.69%であり、市内公立小・中学校に在籍する「外国人児童生徒数」（2021 年 5 月 1 日現在／学校基本調査）も 59 人と、前年同期に比べ 11 人の大幅増となりました。一方、「日本語指導を必要とする児童生徒数」（2021 年度）は 53 人と、5 年間で 1.8 倍に急増しました。日本国籍の子どもが 23 人と全体の 4 割超を占め、増加が顕著です。これは、本市における「複数国籍世帯」（国際結婚世帯等）の比率が 1.00%（2021 年 1 月現在／住民基本台帳）と、阪神地域トップの高い割合であることが背景にあります。今後、学校園において、外国人児童生徒等の実態を丁寧に把握し、核となる言語の形成や本名が名乗れる環境づくりなど、様々な教育課題の解決に向けた取組を進めることが重要となります。

そこで、多文化共生の視点に立ち、誰にとっても居心地の良い学校園づくりを推進することを通じて、外国人児童生徒等の自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒が互いに尊重しあい、差別やいじめのない、豊かに共生する学校園や地域社会をつくることをめざして、次のとおり指導にかかわる指針を定めます。

2 芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針

- (1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。
- (2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。
- (3) 多様な文化・習慣・価値観等を持つ外国人児童生徒等が、自己につながる国・民族・文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます。
- (4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。
- (5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。
- (6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。
- (7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPOや市民組と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実を努めます。

3 取組内容

(1) 外国人児童生徒等の教育を受ける権利を保障します。

- ア 各学校園において、在籍する外国人児童生徒等の生活背景及び保護者や児童生徒の思いや願いを把握します。
- イ 学校園への入学、入園、編入学を希望する外国人児童生徒等が、学校園で教育を受けられるようにします。
- ウ 不就学の外国人児童生徒等の把握に努めるとともに、学校園への就学を積極的に勧めます。
- エ 教育委員会及び学校園は、関係部署と連携しながら多言語による対応等、受入時のガイダンスをていねいに実施し、安心して就学できるよう支援します。

(2) 外国人児童生徒等の日本語習得を支援するとともに、学ぶ意欲を持ち続ける子どもの育成を図ります。

- ア 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校園へ、支援員等を配置し、外国人児童生徒等の言葉の支援や学校園への適応支援にあたるとともに、保護者に母語の重要性への理解を求め、保護者の協力を得て、外国人児童生徒等の母語にも配慮した指導を実施します。
- イ 各学校園において、外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況等を把握するとともに、個に応じた日本語指導を実施します。また、学習言語能力を習得することの重要性を認識し、「わかりやすい授業・保育づくり」をめざすなど、外国人児童生徒等が授業・保育に意欲的に参加できる教育環境を整備します。
- ウ 授業・保育を通じて、外国人児童生徒等が知識・技能を習得し、思考力・判断力・表現力を育成するために核となる言語の形成や思考能力を支援する取組を行います。
- エ 読書を通じて、外国人児童生徒等が日本語能力を伸ばさせていくことができるように、公立図書館との連携の下、一人一人の日本語理解に応じた図書の見つけ方や整備を行うとともに、読書支援を行う等、多文化共生の視点に基づく「読書のまちづくり」の推進に取り組めます。

(3) 多様な文化・習慣・価値観などを持つ外国人児童生徒等が、自己につながる国・民族・文化に対する自覚と誇りを持ち、自らのアイデンティティを確立できるように、母語や母文化が尊重される取組に努めます

- ア 外国人児童生徒等の多様な成育歴や生活背景を把握し、一人一人の児童生徒が民族的な自覚や誇りをもてるような環境づくりに努めます。また、本人や保護者の意思等に十分配慮した上で、本名を名乗れる環境づくりにかかわる課題について、教職員の共通理解を図ります。
- イ 各学校園においては、外国人児童生徒等が母語や母文化に接し、親しむことができる機会を確保するために、指導の工夫や関係機関との連携に努めます。
- ウ 外国にルーツがある先輩たちの話を聞く場を設けるなど、学級、学年の枠を超えて、外国人児童生徒等がお互いの思いを交流できる機会の充実を図ります。
- エ 外国人児童生徒等が母語で書かれた本や母国に関する本を読んだり、他の児童生徒も一緒にそれらの本に親しんだりできるよう、外国語の図書資料や視聴覚資料の収集に努めます。

(4) 外国人児童生徒等が将来への展望をもち、自己実現を図るため、自ら進路を切り拓いていける力を育みます。

- ア 一人一人の成育歴、日本語や教科学習の理解度等を把握し、個に応じたきめ細かな指導を行い、学力の向上を図ります。

- イ 進路ガイダンス等を活用し、進路に対する児童生徒や保護者の希望をていねいに聞き取り、能力や適性に応じた進路選択ができるよう、適切な支援を行います。
- ウ 外国人児童生徒等が能力や適性に応じた進路選択ができるよう、就学前施設・学校間の連携を強化します。特に、高等学校等との連携を密にし、情報交換を行い、進路指導に生かします。
- エ 卒業後も関係機関との連携を密にし、進路調査や不登校、途中退学等の実態把握をすることで、相談体制の充実を図り、継続的な支援を行います。

(5) 教育関係者及び指導員等が多文化共生教育について理解・認識を深め、すべての学校園で多文化共生にかかわる教育を推進します。

- ア 外国人児童生徒等の人権についての理解と認識を深め、人権の視点に立った教育を進めます。
- イ 児童生徒がそれぞれの国や民族の歴史・文化・習慣・価値観等を正しく理解し、ちがいを認め合えるなかまづくりに取り組み、互いの人権を大切にする多文化共生の教育を計画的・系統的に進めます。
- ウ 「外国人児童生徒等支援連絡協議会」を開催し、各校の取組の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行います。また多文化共生担当者会を開き、各学校園において取り組んでいる多文化共生の教育実践の交流を進めます。
- エ 各学校園では、校長のリーダーシップのもと、外国人児童生徒等の実態に応じた教育を組織的、計画的に取り組めます。また、多文化共生教育担当者、担任、児童生徒支援教員、日本語指導ボランティア等が連携し、外国人児童生徒等への支援の充実を図ります。

(6) 教育に関わる関係者の多文化共生教育に対する理解を深めるための研修の充実を図ります。

- ア すべての教育に関わる関係者が多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒等の教育を推進できるよう研修機会の充実を図り、正しい認識と指導力の向上に努めます。
- イ 各小中学校において、教職員が日本語指導等の指導方法について研修を深め、個々の児童生徒のニーズに応じた教育を進めます。

(7) 多文化共生社会の構築に向けて、NPOや市民組織と協働し、保護者・地域への啓発と連携の充実を図ります。

- ア 関係機関、関係NPO等との連携を密にします。
- イ 芦屋に暮らす子どもは国籍や民族にかかわらず、地域を共に支え、発展させる担い手であるという多文化共生の視点に立ち、外国人児童生徒等のルーツにつながる国・民族・文化の歴史的背景の理解に努め、互いの違いを認め合いながら、差別と偏見のない社会を築いていこうとする意識の向上を図ります。
- ウ 外国人住民や外国人児童生徒等の保護者同士が交流できる場の提供を支援します。
- エ ボランティアや地域の支援者等と協力して、学校園、地域、行政が協働して教育の創造や人権のまちづくりを進めます。

(定義) 本指針において用いる「外国人児童生徒等」の定義を以下に示す。

- 1 国籍にかかわらず、外国にルーツがある児童生徒も含む。
- 2 小学校、中学校の児童生徒だけでなく、就学前の幼児も含む。

※なお、本方針は 5 年をめぐりに多文化共生社会の推進状況や社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直していきます。